

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 16 号に掲げる小型定置漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 3 年 5 月 18 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ひらめ・そい小型定置漁業	5 人	定めなし	操業区域 A（広瀬沖区域） 次の点ア、イ、ウ、エ、およびアを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点 1 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地瀬辺地川右岸に設置した標柱 基点 2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱 点ア 基点 1 から真方位 87 度 3,480 メートルの点 点イ 基点 1 から真方位 87 度 4,330 メートルの点 点ウ 基点 2 から真方位 82 度 30 分 4,240 メートルの点 点エ 基点 2 から真方位 82 度 30 分 3,490 メートルの点	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 東津軽郡蓬田村に住所地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 3 年 5 月 18 日から令和 3 年 6 月 30 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）40 センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に、蛍光塗料又は蛍光プラスチックフィルムで、許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない （2）設置できる漁具の数は、1 ケ統とする
	5 人		操業区域 A（広瀬沖区域） 次の点ア、イ、ウ、エ、およびアを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点 1 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地瀬辺地川右岸に設置した標柱 基点 2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱 点ア 基点 1 から真方位 87 度 3,480 メートルの点 点イ 基点 1 から真方位 87 度 4,330 メートルの点 点ウ 基点 2 から真方位 82 度 30 分 4,240 メートルの点 点エ 基点 2 から真方位 82 度 30 分 3,490 メートルの点 操業区域 B（外ヶ浜町（蟹田）沖区域） 次の点ウ、オ、カ、キ、シ、ス、およびウを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 ただし、次の点ク、ケ、コ、サ、およびクを順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く 基点 2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱		次のいずれにも該当するものとする。 1 東津軽郡外ヶ浜町に住所地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		1 許可の有効期間は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）40 センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に、蛍光塗料又は蛍光プラスチックフィルムで、許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない （2）設置できる漁具の数は、2 ケ統とする。ただし、操業区域 A については、1 ケ統とする

			基点3 東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸に設置した標柱 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱 点ウ 基点2から真方位82度30分4,240メートルの点 点オ 基点2から真方位82度30分2,790メートルの点 点カ 基点2から真方位78度30分2,800メートルの点 点キ 基点2から真方位78度30分2,450メートルの点 点ク 基点3から真方位84度の線と点キと点シを結んだ直線との交点 点ケ 基点3から真方位84度4,150メートルの点 点コ 点ウと点ケを結んだ直線の延長線上、点ケから300メートルの点 点サ 点キと点シを結んだ直線と点コから真方位264度の線との交点 点シ 基点4から真方位84度2,450メートルの点 点ス 基点4から真方位84度の線と点ウと点ケを結んだ直線の延長線との交点				
	2人		操業区域A(広瀬沖区域) 次の点ア、イ、ウ、エ、およびアを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地瀬辺地川右岸に設置した標柱 基点2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱 点ア 基点1から真方位87度3,480メートルの点 点イ 基点1から真方位87度4,330メートルの点 点ウ 基点2から真方位82度30分4,240メートルの点 点エ 基点2から真方位82度30分3,490メートルの点				1 許可の有効期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に、蛍光塗料又は蛍光プラスチックフィルムで、許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 設置できる漁具の数は、1ヶ統とする
	2人		操業区域B(外ヶ浜町(蟹田)沖区域) 次の点ウ、オ、カ、キ、シ、ス、およびウを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 ただし、次の点ク、ケ、コ、サ、およびクを順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く 基点2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱 基点3 東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸に設置した標柱 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱				1 許可の有効期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に、蛍光塗料又は蛍光プラスチックフィルムで、許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 設置できる漁具の数は、1ヶ統とする

			点ウ 基点2から真方位82度30分4,240メートルの点 点オ 基点2から真方位82度30分2,790メートルの点 点カ 基点2から真方位78度30分2,800メートルの点 点キ 基点2から真方位78度30分2,450メートルの点 点ク 基点3から真方位84度の線と点キと点シを結んだ直線との交点 点ケ 基点3から真方位84度4,150メートルの点 点コ 点ウと点ケを結んだ直線の延長線上、点ケから300メートルの点 点サ 点キと点シを結んだ直線と点コから真方位264度の線との交点 点シ 基点4から真方位84度2,450メートルの点 点ス 基点4から真方位84度の線と点ウと点ケを結んだ直線の延長線との交点				
	4人		操業区域C（外ヶ浜町（塩越）沖区域） 次の点シ、ス、セ、ソ、およびシを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱 基点5 東津軽郡外ヶ浜町字平館（旧平館村）と同町字蟹田（旧蟹田町）との境に設置した標柱 点シ 基点4から真方位84度2,450メートルの点 点ス 基点4から真方位84度の線と東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸から真方位84度4,150メートルの点と点セを結んだ直線の交点 点セ 基点5から真方位85度10分4,360メートルの点 点ソ 基点5から真方位85度10分2,535メートルの点				1 許可の有効期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に、蛍光塗料又は蛍光プラスチックフィルムで、許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない （2）設置できる漁具の数は、3ヶ統以下とする